

# 大韓民国の在外選挙は 次のように実施します。



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2010. 10. 20

WWW.nec.go.kr

☎82-2-503-0648  
FAX82-2-504-5350

## 政治資金

## 後援会または選挙管理委員会を 通じて寄付ができます

政治資金とは政治活動のために提供される金銭や有価証券、その他の物品を言い、何人(なにびと)も「政治資金法」に準じなくては政治資金を寄付したり受け取ることができません。一般在外国民が政治資金を寄付するためには選挙管理委員会に登録された政治家の個人後援会に後援会費として寄付したり、政党に配付されるように選挙管理委員会に寄託しなければなりません。ここで個人後援会を置くことができる政治家は大統領選挙候補者や予備候補者、国会議員または地域区国会議員選挙候補者や予備候補者などに厳格に限定しています。

### [政治資金寄付手続き]

後援金寄付	寄託金寄託
<b>後援金定義</b> 選管委に登録された後援会に寄付する金銭や有価証券その他の物品	<b>寄託金定義</b> 選管委に寄託する金銭や有価証券その他の物品。 中央選管委が国庫補助金配分率により政党に配分
<b>寄付限度</b> 大統領選挙候補者など後援会に年間1千万ウォン以下、 国会議員などの後援会に年間5百万ウォン以下寄付可能。 年間すべての後援会に寄付した合計の金額が2千万ウォン超過禁止	<b>寄託限度</b> 1人が寄託できる寄託金は1回1万ウォン以上。 年間1億ウォンまたは前年度所得の100分の5以下の金額まで寄託可能
<b>寄付方法</b> 各後援会、政治後援金センター(www.give.go.kr)、 아름(アルム)人(www.arumin.co.kr)、 各国会議員ホームページで後援	<b>寄託方法</b> 選管委に直接寄託したり 中央選管委寄託金寄付センター(www.give.go.kr)から寄託

在外選挙ホームページ(ok.nec.go.kr)が  
オープン(日本語版)しました。